

16 西審ス第 4 号
平成16年7月27日

西東京市教育委員会

委員長 井口範之 様

西東京市スポーツ振興審議会

会長 渡邊 一雄

(仮称)西東京市体育館の管理・運営について(提言)

本提言は、旧市体育館の老朽化に伴ない建替えされる「(仮称)西東京市体育館の管理・運営について」その指針となる具体的個別事項を提言するものである。

また、本提言をまとめるにあたって本審議会は、集中審議を重ねるとともに、近隣等体育館の現況視察を行った結果を取りまとめたので、別添資料として報告する。

(仮称) 西東京市体育館の管理・運営について(提言)

平成16年7月

西東京市スポーツ振興審議会

目	次
---	---

はじめに	1
1 名称の考え方について	1
2 管理体制について	
安定的な管理・運営について	1・2
3 運営について	
(1)開館時間について	2
(2)休館日について	2・3
(3)使用区分について	3
(4)使用料金について	3
①有料化について	
②市民と市民以外の使用料金について	
(5)市民優先の原則について	3
(6)社交ダンス等の体育室使用について	3・4
(7)その他運営上の留意点	4
おわりに	4・5

- 資料 1 近隣体育館視察報告書
- 資料 2 審議経過一覧
- 資料 3 審議会委員名簿

(仮称) 西東京市体育館の管理・運営について

「提言」

はじめに

地方分権の進展や住民の地方自治への関心が深まる中、住民参加や市民と行政との協働の仕組みが醸成されつつある。行政は、その可能性を最大限に生かしながら、多様化する市民ニーズに応じて、公共スポーツ施設の新しいサービスを構築する時代を迎えている。

「(仮称)西東京市体育館」(以下「体育館」という。)の建設にあたっては、「量的・箱づくり」の視点から「質的・場づくり」の視点に重点を置いた諸条件の整備・充実に努めることが求められている。

1 名称の考え方について

名称の考え方については、旧市体育館の経過からも、開館当時の希少性(体育館が少なかった)と交通の利便性から全市的利用者が多く全市的施設のイメージがあるため、近隣の一定の住民を対象範囲とする地域密着型体育館をイメージする名称は馴染まないのではないかとの意見もあった。

(1) 公募方式による選択について

公共施設の名称、市民憲章を掲げる市のイメージを高め、パブリシティ(公開・周知)効果があり長期的には、施設利用度や管理・運営にも影響をもたらすものであろう。

そのため広く市民から公募し決定する方法も考えられる。

(2) 命名権の譲渡と効果について

体育館の命名効果及び財源確保をはじめ、まちの活性化につながることを考えると、ネーミングライツ(命名権)の譲渡も選択肢の一つとして考えられる。

2 管理体制について

安定的な管理・運営について

本市のスポーツ施設の管理・運営は、教育委員会が直営で管理している施設と文化・スポーツ振興財団により管理している施設が混在しているため、市

民に非常に分かりづらいものとなっている。

そのため、「合併後の調整を要する施策の緊急かつ重要な個別的課題について(提言)」(平成14年10月)により、市民サービスの観点からスポーツ施設の管理・運営の統一化を早急に目指すべき提言を行ったところである。

ところが、平成15年6月地方自治法(第244条の2)が改正され、同年9月「公の施設」の管理・運営について、民間活力の積極的な導入を法定化する「指定管理者制度」が施行され、今後「公の施設」管理・運営にあたっては、この制度の趣旨を踏まえた検討が求められることとなった。

この制度の根底にあるものは「市民ニーズの多様化」「財源の逼迫」「定数削減」等であろう。民間活力が持つ最大のメリットは、豊かなサービスとコストパフォーマンスの追及であり、「体育館」も民間の競争原理に対応する魅力ある公共スポーツ施設として誘因性ある管理・運営を考えていくべきである。

「指定管理者制度」に移行する時は、市民サービスに差異が生じない統一的管理・運営が行える方策を講じる必要がある。さらに付け加えるものとして、指定管理者の選定については、景気の変動に対応でき、継続性とスポーツ経営の専門的ノウハウを有する信頼性ある法人等を選定することにより、安定的な管理・運営を図ることが望ましい。

3 運営について

(1) 開館時間について

近年、社会状況の変革、余暇時間の増大等により、公共施設の利用時間帯の拡大に対する要望は強いものがある。利用時間帯の拡大は、行政に課せられた時代の要請であり、管理・運営の命題でもある。

現行の西東京市の各スポーツ施設は、午前9時～午後9時までとなっている。「体育館」の西側地域は、第一種低層住居専用地域であり、住民の良好な生活環境への影響を考慮すると、スポーツ活動の終了を午後9時とすることが望ましい。

「体育館」の利用時間帯は体育館の地域特性等や近隣住宅の生活時間等を総合的に勘案してきめることも大切である。

そのため、住民説明会及び体育館利用者懇談会等の意見を聞き総合的観点からの検討が必要である。

(2) 休館日について

休館日については、施設の点検、整備、清掃及び安全確保のために定期的に置くことが必要である。

- ① 定期的な休館日については、振替え休日が制度化されていることから毎月2

回第1・3火曜日とすることが適切であろう。

② 全館清掃及び各種設備点検のための休館日も是非設定すべきである。

(3) 使用区分について

本審議会は、現行総合体育館の3区分については、スポーツセンターと同じ4区分が、運動生理学上かつ医・科学的に見て適切であると「スポーツ施設使用料等の適正化について(提言)」(平成15年12月)において提言している。

したがって、体育館の使用区分は、4区分(1区分3時間単位)とすることが望ましい。

(4) 使用料金について

有料化について

建替え前の旧市体育館は、市内の社会体育団体は無料となっていたが、建替え後の体育館は、公共施設として市の財源によって運営されるものであり、市の財源が市民の租税によって支えられていることと空調、全館冷暖房、照明、音響装置(BGM)などスポーツ環境を整えることから、原価主義、市内スポーツ施設及び近隣自治体との均衡等を考慮するなかで、適正な受益者負担を設定することにより、有料化とすることが望ましい。

なお、入場料を徴収する場合は規定料金の10倍程度とするのが妥当であろう。

市民と市民以外の使用料金について

市の財源によって運営されていることから、使用料金については市民(市内・在住・在勤・在学)と他市からの利用者との間に料金差を設けることは具体的合理性がある。

ア 現行総合体育館の市外料金は、団体の場合、市内規定料金の1.5倍。スポーツセンターは、団体、個人ともに2倍の料金となっているため検討する必要がある。

イ 個人開故事業のように入場券を自動券売機で購入できるようなものは、個人利用者の市内・市外の確認が難しいので、均一の料金を設定せざるを得ないだろう。

(5) 市民優先の原則について

市民のための体育館という観点から、市民と市民以外の利用については利用料及び申し込み手続き等も含めて、市民優先を原則とすべきである。

(6) 社交ダンス等の体育室使用について

- ① 社交ダンス等の体育室使用は、近隣市体育館の使用実態、ダンス人口の急激な増加及び将来予想される需要増から見てヒールカバー装着で使用許可することが時代の要請である。よって、社交ダンスの使用については、近隣類似市の体育館使用状況等を検討しつつ使用に向けての配慮が望まれる。
- ② 具体的には、多目的ホールは、社交ダンス等のヒールカバー装着で使用を認めることが望ましい。
- ③ アリーナは大会等で使用する場合が考えられるが原則として使用は認めない。

ただし、床保護に配慮することから使用回数に限度を設けることとヒールカバー装着を義務付けすることにより、適切な使用に向けて考慮されるべきである。

その場合、年間使用回数は(2～3回)程度とし、毀損あるいは損耗度の確認のため、当分の間、使用直後の検証が必要であろう。

(7) その他運営上の留意点

近隣市に見られる総合体育館(スポーツセンター)は、市の中心部から遠く離れ、周辺は農村地帯等で、広大な駐車場を有する一点豪華な総合体育館が見られる。そのため、建設後の維持管理・運営費は膨大で管理運営に苦慮している。

「体育館」は、それに比較して近隣は、大規模店舗、繁華街、公共施設、住宅密集地区の中心に位置している。言わば、新しい都市型の体育館である。

したがって、長期的展望にたった、耐震、耐火、防災及び危機管理対策、セキュリティ対策等新しい管理・運営が求められる。

おわりに

新しい「体育館」の管理運営は、長期的には、行政主導型の管理運営形態から市民のスポーツニーズに応じた自主的運営・管理型のスポーツ経営への転換が求められている。

加えて、民活参入を可能とする指定管理者制度の導入や地域社会を基盤とする総合型地域スポーツクラブの創設等は、地域におけるスポーツ行政のあり方に、今後、劇的な変化をもたらす可能性を示唆している。

本提言は、そういった状況を踏まえ、施設の持つ機能を高め、市民のスポーツ活動の「場」と「機会」を効率的かつ有効活用する管理運営サービスについて提言を行ったものである。本提言の主旨が、今後の「体育館」の円滑な管理・運営に生かされることを期待して提言とする。

また、提言にあたって、近隣体育館の視察を行い、多くの管理運営事項につ

いて学んだが、その中で施設の管理運営の姿勢として重要なことを次の二つの言葉に集約したので、本提言の最後の言葉としたい。

一つは、施設を管理する側は、「市民に使わせてやるというより、市民により良く使ってもらおう」という意識に基づいた施設運営への取り組みが必要である。

二つは、使用する市民は、「スポーツを楽しむためには、みんなに迷惑をかける」という公共心とマナーが強く求められる。

資料 1 近隣等体育館視察報告書

資料 2 審議経過一覧

資料 3 審議会委員名簿(専門部会委員)

以上

資料 1

平成16年 4 月 19 日

専門部会 報告

近隣等体育館視察報告書

1. 視察にあたって

このたび、スポーツ振興審議会は、新しい体育館を建設するにあたって、その管理運営について提言をするため専門部会を設置し、近隣体育館の使用状況の視察を行った。

また、本件については、事前に西東京市体育協会の要望書及び体育協会を通じてのダンス連盟からの要望書ならびに近隣及び23区の体育館施設の床開放についての質問調査表等を資料として審議会会長あて提出されたことを付記する。

■ このような背景を踏まえて、本スポーツ振興審議会は、「(仮称)西東京市育館の建設にかかる管理運営について」スポーツ振興に関する重要事項と認識し、公平性、中立性、専門性の立場から現場調査し報告書としてまとめたものである。

■ 調査の重点は、体育館の管理、運営の概要及び個別事項として社交ダンスの開放状況、開放条件と床の毀損の有無と因果関係ならびに保護の方法及び武道場の使用状況を調査対象とした。

また、西東京市における経年年数の格差と社交ダンス需給度の高い2施設を調査対象に加えた。

2. 視察の概要

「(仮称)西東京市体育館」の管理・運営にかかる提言にかかる専門部会委員による近隣等体育館の視察結果を、次ぎのとおりとりまとめたので報告する。

記

(1) 日 時:平成16年3月10日 午前11時30分から午後5時

(2) 目 的:「(仮称)西東京市体育館の管理・運営」にかかる提言に資するため近隣体育館の実態を視察する。(特に社交ダンスの開放状況と床保護及び武道関係の利用実態については実地調査を要するため)

(3) 調査対象

- § 1. コール田無……………(多目的・文化施設)
 - § 2. 東村山市民スポーツセンター……………(総合体育館)
 - § 3. 東久留米市スポーツセンター……………(総合体育館)
 - § 4. 西東京市体育館(旧田無市体育館)……………(地区体育館)
- (4) 視察委員: 専門部会委員 渡邊、松島、内田、鶴田、(指田)
- (5) 事務局: 新井主査
- (6) 調査結果: 概要次ぎの通り

3. 各体育館別視察概要

§ 1. コール田無(多目的ホール・文化施設)

対応者・館長

■ 施設の概要

多目的ホール、(可動式観覧席) イベントルームA・B、音楽練習室、乳幼児とその親の交流広場等

■ 管理・運営の概要

- ・ H11年7月開館、経年年数5年
- ・ 建築面積: 591.18m²
- ・ 構造: 鉄骨鉄筋コンクリート造地下2階地上4階建
- ・ 利用時間: (午前9時～午後10時)
- ・ 利用区分: 3区分
- ・ 級館日: 月曜日、年末年始(12月29日～1月3日)

■ 社交ダンスサークル等の開放状況

社交ダンスサークルの使用は、地下2階多目的ホール(179m²)電動式移動座席を収納後ヒールカバー装着(女子のみ)で開放している。

床保護、材質は、なら材のフローリング加工、特にダンス使用後のワックスのメンテナンスが必要とのことであった。

- 社交ダンスの使用頻度は、年間稼働可能日数の30%程度と高い。一部白色すじ(筋)状の痕跡が見られるがダンスによるものか備品等の移動による偶然性に起因するものか合理的因果関係は認められない。目線を下げて観察しワックスの太陽光反射でやっと視認できる程度の痕跡である。ほかにより動きの激しいフラメンコ、金具付きの靴を履くタップダンスは、許可していないが使用する場合は、パネル等の保護が必要であるとの館長の意見があったことを付記しておく。

- パーティーや大会の場合は、2階A・Bイベントルーム「95㎡（A74㎡（B）＝167㎡）」を間仕切りをはずして開放している。材質は、なら材フローリング加工である。頻度は、年間2～3回程度で床保護は特にしていない。

女性用ダンス用靴にヒールカバーを装着して使用させているのは地下2階と同じである。

§ 2. 東村山市民スポーツセンター

(総合体育館)

対応者・東村山市教育委員会 生涯学習部 市民スポーツ課 施設係:赤羽係長

■ 施設の概要

第一体育室・第二体育室・レクリエーション室、武道場(柔道・剣道)・弓道場・トレーニング室、卓球室、大小会議室等・《地下1階に25m×6コースの屋内プールH9年9月開館》

■ 管理・運営の概要

- ・ H57、10月開館 経年年数22年
- ・ 建築面積:5,427.511m²
- ・ 構造:鉄筋コンクリート地上3階建て(地下1階)
- ・ 交通案内:西武新宿線 東村山駅 徒歩15分から20分
- ・ 利用時間:午前9時～午後9時30分
- ・ 使用区分:4区分
- ・ 休館日:月曜日(第一月曜日を除く)

■ 社交ダンスサークルの開放の状況

社交ダンスサークルの使用は、舞踊種目専門のレクリエーション室で(182.55㎡)ダンス種目(フオークダンス、スクエアダンス、民謡、スポーツゲーム等)専門に開放している。壁面(四方)の一面は引戸式の鏡張りとなっている。

パーティー・大会等の場合は、第一体育室(1,462.27㎡)は、貸し出ししていない。(開放していない。)

■ パーティー・大会の場合は、

ヒールカバー装着で第2体育室(671.29㎡)を開放する。ただし、年間使用2～3回程度で床保護上の配慮はしている。ただし、20年を経過した経年の痕跡が認められるが多種目、多人数で使用しているので社交ダンスとの合理的因果関係は認められない。しかしながら、長期、連日にわたる使用は、傷痕の起こりうる予測可能性も否定できないので回数制限措置をとったと思われる。

- 床の材質は、レクリエーション室、メインアリーナーともに床材はカバサクラで幅約10cmのむく材フローリング加工、弾力性があり滑らない程度のワックスがけをしてあるので使用上支障は認められない。
- 武道場、剣道場使用状況は柔道場は、128畳を常時敷いてある。剣道場はすぐ隣に位置し、床面積は288.14㎡とほぼ柔道場と同じ床面積である。境界の間仕切りは移動式壁面で大会時は、両施設同時に使えるようになっている。柔道場には等身大の鏡がある。
- 床保護、材質について
柔道場は、軟質で弾力性のある緑色畳状の塩化ビニール化工(未確認)した床材で常時固定したままである。剣道場はカバサクラ材のむく材フローリング加工である。床保護については、素足で使用することから傷、磨耗の問題はなく普通のメンテナンスで十分であろう。

§ 3. **東久留米市スポーツセンター** (総合体育館)

対応者・教育委員会 生涯学習部 体育課 小島氏

■ 施設の概要

第一体育室、第二体育室、第一第・二武道場(柔・剣道場)・温水プール(25×6コースうち2コースは深浅調整可能)弓道場(屋上一部利用)全館空調設備、駐車場91台(うち身障者用2台)

■ 管理・運営の概要

- H12年4月 開館、経年年数4年
- 建築面積:4,536.81㎡
- 構造:鉄筋コンクリート造(一部プレストコンクリート造)鉄骨トラス造地上3階・塔屋1階
- 開館時間:午前9時～午後9時30分
- 利用区分:5区分(1区分2時間20分)
- 休館日 :毎月第2・4火曜日 12月29日～1月4日
- 交通案内:西武新宿線 東久留米駅からバス10分
- 交通案内:西武線東久留米駅東口徒歩2
- 使用時間:午前9時～9時30分
- 休館日:毎月第2・4火曜日 12月29日～1月4日

社交ダンスサークル等の開放状況

社交ダンスは、ヒールカバー装着で開放している。場所は第二体育室「(レクリエーション・ダンス等多目的利用)(200.56㎡)」で開放しているが靴の摩擦による傷の痕跡は認められない。又、施設職員は、サークルメンバー個人ごとに装着の有無を確認しているわけではなく自主規制に任している。床の材質は、カバサクラ

幅10cm集成材合板サークルの加工である。

- パーティー、大会等の場合は、第一体育室(メインアリーナー・1、557.90 m²)開放している。特にダンス種目といて使用制限はしていないようである。
- 上記のほか体育室の窓際にバレードダンス練習用の木製のバー(手すり)と鏡が取り付けられているがバーに沿っていくつかのバレートのトゥシューズによる傷痕が見受けられた。(現在は保護パネルを使用するよう改めた)このことは、社交ダンスとバレートの違いはあるが、先端が細く硬い靴先での激しく継続するスピントーンの摩擦による痕跡傷は、経年4年の体育室だけに参考とすべきであろう。

フットサル(ミニサッカー)の使用状況とその対応について

東久留米市体育館のメインアリーナーで、問題となっているのは、フットサル使用による第一体育館壁面の備品等(ゴール上部後の非常灯や鉄製扉の裏面石膏部分のボール衝撃による粉砕等)の毀損である。対策として、第一体育館全ての壁面の凹凸備品に防護策(鉄柵)を設け、監視装置を完備した。

- 担当職員に聴取したところ、始めが肝腎であり、開館当初にフットサルを使用した以上市民の要望も強く、フットサルの競技人口は、急速に増加している。このことは、スポーツ振興の側面からみればスポーツ施設として支援目的を果たしたことになる。

反面、公共スポーツ施設の目的からも一度使用許可したものを後から使用を許可しないわけにいかないとのことであった。

(スポーツの普及振興と施設の備品毀損による維持管理費増で苦慮)

■ 武道場等の使用状況

武道場は、柔道他各種古武道を専用とする第二武道場(219.85 m²)常時固式の畳が設置してある。床材は、東村山体育館の柔道場の畳と同じで常置固定してある。また、隣接の第一武道場(213.45 m²)は剣道他各種古武道に使用されている。

- 大会等が行われる際は、間仕切りを移動して一本化し、どちらかを観覧席に使用して広く使うとのことであった。床材は、カバサクラのフローリング加工で傷痕は素足で使用するため全く無かった。
- 弓道場は、屋上をセーフティーネットで囲んだもので(アーチェリー兼用)射場(5人立ち)部分は屋内にあり、標的に向かって外に開いて無蓋であるが標的部分は屋根で保護されている。屋上を弓道場に有効活用したものであるが非常に寒く又雨・風にも影響されるため利用者の苦情が多いとのことであった。片隅に石油ストーブが一個置いてあったが本館内の空調、冷暖房完備と比較して設備ばかりでなくこころの温度差を感じた。

§ 4 市体育館について (西東京市・市体育館)

長期経年損耗度とダンス需給度の高い毀損状況の因果関係を確認し、他市と比較するための調査。

■ 施設の概要及び管理運営の状況

使用種目:バドミントン、ダンス、バスケット、卓球、バレーボール等

- ・ 建設月日:S39. 3田無1中体育館として建設。
- ・ S50. 4月市民開放
- ・ 経年年数:建設後40年
- ・ 市民開放から29年間

建築面積:880㎡

- ・ 構造:鉄骨1階建て
- ・ 開館時間:午前9時～午後9時
- ・ 利用区分:4区分
- ・ 休館日 :毎週月曜日・12月29日～1月4日

交通案内:西武新宿線田無駅・徒歩3分(市役所、図書館、公民館と隣接している)

■ 社交ダンスサークルの開放状況と床材と床保護について

ヒールカバー装着で開放している。近年の社交ダンスブームによりサークルの使用頻度は高いと思われる。大会・パーティーは、毎月平均一回は、使われている模様である。床面の損耗(一部床面の約2cm傷痕・波打ち等)は見られるものの他種目の使用頻度も高く社交ダンスによる損傷とは特定できない。長期経年及び多項目使用による毀損はひどく、入り口の鉄製扉は腐食し外気を避けるために黒いカーテンで遮断していた。体育館内は暗く、ただし、床のメンテが行き届いていて綺麗なのが救いであった。空調設備はなく他市の快適なスポーツ環境を見てきた後だけに感慨深いものがあった。1日も早く新体育館の建設が望まれる。

4、まとめ

専門部会の近隣体育館等視察調査結果を下記の通りまとめたので報告する。

(1) 個別事項(社交ダンスと武道場についての調査結果)

① 社交ダンスの開放は、今回の視察調査を含む各近隣市その他を調査したところ、社交ダンス団体が自主的に床保護を目的として女子用靴にヒールカバーを装着して開放することは一般的な傾向であり、時代の趨勢である。
ただし、メインアリーナを大会・競技会として使用する場合は、近隣等体育館のダンス使用による使用実態から見て合理的因果関係は認められず一般的床保護上ヒールカバー装着での年間2～3回を限度として使用を認めることが適当であろう。この場合、今まで使用許可していない既存スポーツ施設の開放の可否、防護措置の方法等市全体の均衡と調整について検討が必要となろう。

② また、本体育館は、社交ダンスばかりでなく他の運動種目と共用する多目的利用施設であり、また地域特性(交通の利便性等)から相当数の需要増が見込まれる。よって、現行床材の中で最も耐久性が強く快適で磨耗に強い床材を使用することが求められる。

③ 武道場は、柔道・剣道等類似種目が別々に単独使用できるよう必要備品(畳等)を常置し、大会の場合は、道場全体を単独利用できるよう近隣市体育館に準じた配置を検討する。

(2) 全般的管理・運営事項にかかる重要事項について

- 利用時間帯の拡大と使用区分……………午前9時～午後9時(4区分)
- 管理運営の住民参加方式の検討
- 指定管理者制度の選択と民間活力の導入
- 文化・スポーツ財団の統合委託について
- 使用料の有料化と受益者負担
- 使用申し込み手続きの簡素化地域特性等に整合した施設運営
- 公共施設予約システムの活用

(3) おわりのことば

■ 以上、視察結果をまとめ、その施設管理の実態と重要と思われる項目と全般的管理・運営事項を挙げたが「仮称・西東京市体育館」管理運営の提言に大いに得るところがあった。特に社交ダンスの開放と床保護については、東久留米市のフットサルの使用実態等とその対応措置に迫られる施設職員の苦労等を聞くことができ、また経年年数4年と管理運営の諸問題が類似することからも今後の提言をするうえで参考になった。

■ 公共スポーツ施設の管理・運営の基本的考え方として次ぎの2つの言葉にまとめ報告

書の結論としたい。

一つは、市民・利用者は、「スポーツを楽しむためには、他人に迷惑をかけない」というマナーが求められる。

二つは、管理・運営する側(運営者等)は「使わせてやる施設から、市民により良く使ってもらおう」というルール適用・安全の管理・運営が求められる。

おわり



◇専門部会メンバー

渡邊 一雄

松島 宏

鶴田 勝彦

内田 勇

田口 康之

◆ 視察年月日:平成16年3月10日

◆ 第1回専門部会:3月23日

(指田 純)コール田無視察

資料 2

西東京市スポーツ振興審議会(提言)審議経過一覧

回	開催年月日	会議の名称	審議の概要
1	11月25日	第4回スポーツ振興審議会	(1) スポーツ施設使用料減免について。 (仮称)西東京市市体育館の使用方法について、提言素案審議。意見交換
2	12月15日	第5回スポーツ振興審議会	(1) (仮称)西東京市体育館の管理運営について、 (2) スポーツ施設使用料の適正化について(提言)原案一部修正して承認。 (3) 修正成文化の上、12月19日、教育長を経て教育委員長あて提言。
3	1月19日	第6回スポーツ振興審議会	(仮称)新体育館の管理・運営について(素案)を提出、審議・意見交換。
4	2月16日	第7回スポーツ振興審議会	(1) (仮称)市体育館の管理・運営について (2) 専門部会立ち上げ。
	3月10日	専門部会現場視察	● 近隣体育館視察(市内:2件・市外 2件)
	3月22日	専門部会	● 近隣視察結果報告書、提出、検討、意見交換、報告書承認。
5	4月19日	第8回スポーツ振興審議会	(1) 「(仮称)西東京市体育館の管理・運営について」成文化・第二次素案提出。 (2) 意見交換、修正、調整審議。
6	5月17日	第9回スポーツ振興審議会	「(仮称)西東京市体育館の管理・運営について」最終素案提出、一部修正。 調整後、成文化原案提出を、承認。
7	7月20日	第10回スポーツ振興審議会	「(仮称)西東京市体育館の管理・運営について」最終提言(案)審議・承認

資料3

西東京市スポーツ振興審議会委員名簿

平成16年6月1日現在

氏 名	職 名	備 考
渡 邊 一 雄	ソフトボール協会会長	◎ 会 長
松 島 宏	武蔵野大学名誉教授	◎ 会長職務 代理
鶴 田 勝 彦	体育協会副会長	◎
内 田 勇	体育協会名誉会長	◎
田 口 康 之	保谷中学校校長	◎
柴 山 宜 久	住吉小学校校長	
伊 藤 順 蔵	早稲田大学人間科学部名誉教授	
指 田 純	医師会	
能 智 功	都立田無工業高校校長	
蒲 谷 繁 夫	多摩小平保健所健康局参事(企画 調整課長事務取扱)	

◎印は専門部委員